請負代金内訳書の提出における留意点

　建設工事請負約款第3条より、受注者は契約締結後10日以内に法定福利費を記載した請負代金内訳書を提出する必要があるため、下記に留意のうえ作成し提出してください。なお、様式は任意ですが、入札時に提出する工事費内訳書を修正して使用することも可能です。工事費内訳書を修正し作成する場合は、作成例を参考に作成してください。

　内訳明示する法定福利費は、原則として健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）、雇用保険料のうち、現場労働者（技能労働者）の事業主（会社）負担分です。

　請負代金内訳書は、入札時に提出する「工事費内訳書」と内容が類似していますが、金額等の内容が必ずしも同一である必要はありません。作成にあたっては、次の国土交通省ホームページ等を参考にしてください。

　○「建設業における社会保険加入対策について」

　（<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html>）

　○「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」

（<https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/ccus_roumuhi_youseitsuuchi_dantai.pdf>）

記

・請負代金内訳書への法定福利費額の明示について

　　請負代金内訳書は次の点に注意し作成してください。

　　①　計算間違いや桁のずれ等、数値的・機械的に誤りがないこと。

　　②　法定福利費の算出に当たって、国土交通省作成のマニュアルに準拠し適切に行うこと

　　③　下請契約を締結する工事（締結することが見込まれる工事を含む）においては、当該下請負業者分の法定福利費を含めていること。